
平成24年第1回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成24年3月16日(金)

1. 議事日程第4号

平成24年3月16日(金) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	廣澤俊幸	2 番	大谷徹子
3 番	宿利忠明	4 番	石井龍文
5 番	中川英則	6 番	菅原一
7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	帆足博充

まちづくり 推進課長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	平 井 正 之
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	村 口 和 好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅 木 良 政	会計管理者兼 会計課長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司	行政係長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願い申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対する拍手や可否表明は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日は、議会だより掲載のため、写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しています。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

会議の進行にご協力をお願いします。

最初の質問者は、2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 2番大谷徹子です。おはようございます。

今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。毎回、上がります。朝食も喉を通りませんでした。日頃になく、仏様に手を合わせて出てまいりました。

昨年は、東日本大震災とそれに伴う原発事故により、今もなお多くの方々が避難生活を強いられ、復興の目途も立っていない地域が沢山あると聞いています。また、絶望的な状況の中、忍耐強く秩序を守り譲り合う姿は、世界のメディアに日本人の高貴さを称えられました。しかし一方では、風評に

よるいじめや嫌がらせ471件の訴えがあったと新聞に出ておりました。とても悲しいことです。

絆、思いやりが空の上の雲のように浮いていては、風が吹けばすぐどこかへ飛んで行ってしまいます。しっかりと地上に根を張っていなければと、時が経つにつれて思い知らされています。このことは、自分にも言い聞かせております。

今日は、5点の質問を通告に従いさせていただきます。一問一答でお願いいたします。

初めに、便利なメディア社会が教育の場にもどんどん入っており、教育上の効果も大と思いますが、その背景で恐ろしさを知らない子供たちは危険にさらされている現実。安全なインターネットの利用方法を学校から保護者への働きかけをしているか。

先日、学校訪問をし、話を聞きましたが、中学校入学の説明会で、保護者と子供に警察の方がインターネットの怖さを映像を交えて説明してくれたそうです。常識を持って使えば素晴らしい便利なものの、利用を間違えればとてつもない怖いものとなります。

ネット先進国の韓国では、国家予算を投じて子供たちのネット依存対策に乗り出していますが、日本では、対策をとるところか、認識も低下し、子供を取り巻くメディア環境は想像以上に最悪であるといわれております。

このような中、玖珠町はどのような取り組みをされているかお聞きしたいです。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） おはようございます。

議員さんの玖珠町の学校での取り組みということでございます。

保護者への働きかけということでございますけれども、小学校では、昨年6月のファミリー学級の際に、携帯会社によります携帯安全教室でインターネットの利用などについて講義をしていただき、危険性や情報モラルについて研修を行っております。また、インターネットトラブル事例集というものがございます。これを配布したり、携帯電話情報モラル等の情報提供を学校を通じまして保護者に行っているところでございます。

また、玖珠郡生徒指導協議会におきましては、昨年11月に郡内の小・中学校の生徒指導担当の先生を対象にしまして、中・高生のインターネット利用の現状を勉強しました。子供たちが実際にアクセスしているサイトに入りまして、先生自身がそのサイトを体験することによりまして子供や保護者への指導等に役立てると、そういう内容の研修でございました。

また、ちょっと前になりますが、平成21年度には、青少年健全育成協議会の事業としまして、保護者を対象に、ネット社会と子供たち、情報モラルと大人の役割と題しまして講座を開催しまして、合計141名の参加でありましたが、インターネットの現状理解が保護者に図られてきたところでございます。

また、期末PTA等においても、インターネットトラブル事例の研修を行うなどの取り組みを行っておりまして、こういったところでも保護者への研修を深めているところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 玖珠町の取り組みを聞き、安心しました。141の方が研修を受けられたということですが、すべての子供たちや父兄には行き渡っていないのではないかと心配しております。

インターネットに関する学習や啓発の経験のある保護者ほどインターネットの怖さを知っているの
で、モニタリングの利用など高いと内閣府の青少年インターネット利用環境実態調査でわかっています。やはり、学校から保護者へ啓発を図ることが大切ではないかと思っております。

デジタル教科書を取り入れる学校も増えてきている中、インターネットに向かう接触時間を自分で
コントロールすることができるようにしなければ、便利なものも怖いものとなってしまいます。啓発
運動等の中に、子供たちがいかにコントロールできるかがやはり今後の課題じゃないかと思いますが、
そのようなことはどういうふうになさっているのでしょうか。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

ここに新しい玖珠郡内の小・中学校全児童・生徒の実態調査がございます。携帯電話、パソコンに
関するものなんですけれども、それを少しご紹介して教育委員会のスタンスを申し上げたいというふ
うに思います。

質問なんですけれども、自分専用の携帯を持っているかどうか。小学校1年生5.6%が持っている、
小学校6年生10.1%が持っている。中学3年生になると23.8%が持っている。

それでは、パソコンを使ったことがあるかどうか。小学校1年生は59.9%、6年生で81.1%、中学
3年生で81.4%と、段々増えております。

それでは、パソコンの利用目的は何かということを質問しております。ゲーム、アニメ、調べ学習、
通信販売、動画、プロフィールサイト、プロフと言われるものですね、それからSNS（ソーシャル
ネットワークサービス）、こういうのを利用しておると。

それでは、ここからが問題なんですけれども、インターネットでトラブルがあったかどうか。中学
校1年生78.2%、中学2年生82.6%、中学3年生85.5%、段々上昇している様子がわかると思います。
どんなトラブルか、変なメールが届くようになった、ネット上で口論になった、料金が高くなった、
架空の請求があった、出会い系サイトの勧誘があったなどなどがございます。

こういう実態に基づいて、学校現場では当然子供たちに指導しておるわけでございます。今の数字
でわかりますように、我々が想像する以上に現場は子供たちが危険にさらされておる状況がわかると
いうふうに思います。

これらのリスクですけれども、完全にシャットアウトすることは不可能に近いと言われております。
いわゆるフィルタリング、有害サイト制限サービスというのがありますけれども、やはりこれにも限
界があると。ですから、被害をいかに最小限に食い止めるかが問題であろうというふうに思います。

学校におきましては、児童・生徒に対する先ほど言いましたような指導と同時に、保護者に対して
も関係資料の配布とか講演会などを実施しておるわけなんですけれども、先ほど言いましたような実態か

ら、特に、やはり機器を買い与える保護者に対する認識が迫られておるといふふうに思っております。いわゆるメディアリテラシー教育の必要性ですが、パソコン、携帯電話、情報活用能力に対する指導でございます。子供と同時に、特に保護者に必要ではないかというのが関係者の意見でございます。

ところが、現在のお父さん、お母さん方は、自分自身が高校時代から携帯電話を使用しております。ですから、携帯電話に対する危機意識が低いわけございまして、買い与えることに抵抗がないと。しかし、現在の機器の進歩は著しく、リスクは大きい。例えば、ゲーム機、これがインターネットに通じることを殆どの親は知らない状況がございます。校長会長で生徒指導協議会会長を兼ねる田坂会長でございますけれども、こういうふうに言っております。安易に小学生時代に買い与え、親の説得を無視するようになって対応に苦慮する保護者が多いというふうに言われております。

このような環境の中で、先生のみ指導では当然限界があるわけでございます。

親、保護者の意識改革でございますけれども、いつも申し上げておりますように、基本的な生活習慣の徹底あるいはしつけ、これらに対する、本来家庭がなすべき役割なんでございますけれども、これが放棄されて、問題が発生すると学校現場の責任にする、持ち込む傾向がある。これでは、幾ら先生が頑張っても大変なわけで、悲鳴を上げている先生方の現実も理解をいただきたいと。

これは、まさに社会問題であろうというふうに思っております。

それでも、便利な情報機器でございますので、我々は共存をし、利用しなければならないとすると、やはり当面は親の意識改革、それはいわゆる学校教育ではなくて社会教育の範疇に属するわけございまして、確かにこの種の講習会、研修会を開いても保護者の方々は無関心でございます、なかなか集まりが悪いわけですが、そのあたりを何とか克服しながら、子供のために、今後のパソコン教育のために、何らかの方法を模索しながら、学社連携、学校教育、社会教育あわせるところで対応していきたいと、そのように思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（高田修治君） 執行部の皆さんにお願いします。

昨日から、どうも答弁が長うございます。限られた時間で質問しておりますので、ひとつ簡潔により、ご協力をお願いします。

2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。

やっぱり家庭だ、家庭だと言っても、学校による保護者への働きかけは絶対欠かせないことだと思っております。子供は機械に強いなというふうに大人たちは喜んでいたやさき、やはりこんなに怖いものだというところを、子供ほどそういう怖いところに入っていくという怖さを知りました。町として、教育委員会、学校、保護者、PTA、手を取り合って、正しい使い方を学び、コントロールできる子供に育てていくのが大きな課題ではないかと思っております。1番の質問を終わらせていただきます。

2番の質問に入らせてもらいます。

町づくりの基本理念「久留島武彦氏の精神の継承」を取り組まれているが、一番は童話の里の子どもに語り継いでほしい。学校の授業の中でどれほど取り入れられているかとお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 学校におけます久留島武彦翁の精神の継承の取り組みということでございますけれども、学校の中では、道徳の時間、特別活動、総合学習の時間など様々ではございますが、授業の中でこの久留島武彦翁を取り上げてきております。

森中央小学校では、玖珠・九重の両町教育委員会で作成しております「私のまち玖珠九重」という副教材の中にも久留島武彦翁のことがございますけれども、この久留島武彦翁の年譜あるいは童話祭の歩みなどを学習しております。これは、3年生、4年生で取り上げています。

北山田中学校では、童話祭で行われます俳句大会がございますが、この出品に当たりまして、まず久留島武彦翁の学習をして、その後に俳句を作るといふことの取り組みをしております。

また、教育委員会としまして、久留島武彦翁は口演童話家であったということから、語り部「ひこわの会」をお願いをしまして、学校に毎年出向いていただいて、民話、童話、紙芝居、エプロンシアターなどの授業を行っていただいております。

また、ご存じのとおり、大分県話し方中央大会がこの玖珠町で開催されますけれども、この久留島武彦翁の精神を継承するために開催してきておるところでございまして、各学校におきましても、それぞれ子供の話し方の練習を行ってこの大会に参加をしております。

また、平成14年には、教育委員会も小学校の先生方に協力をいただきまして、「ふるさとの先人」という冊子、この中には久留島武彦、長野小六、長野熊太の3名を掲載しておりますけれども、この「ふるさとの先人」を各学校に配布をしまして授業に使っていただいておりますという取り組みでございます。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 教育委員会の取り組みを今聞かせていただきましたが、果たして学校現場で教育委員会の指導どおりのようなことがきちんと行われているのだろうか心配になっております。今回、平成24年度、かなりの予算も生まれ、久留島武彦研究所を立ち上げられると聞いて、とてもうれしく思っているのですが、反面、子供たちに久留島武彦先生の精神の継承ができていのだろうか、先ほどの説明を聞いてもまだまだ納得いかないところがあります。というのは、子供たちに投げかけたときに、「えっ、誰、どこの人」とか、「何」とかいう感じで、多くの子供たちがそういう言葉を返してくるので、まあ一部の方たちがやはりやっていて、知らないで、ふれる機会がないままずっと郷土を、ほかの地に巣立っていくのではないかと感じております。

教育委員会として、学校現場できちんと学ばせる指導を再度してほしいなと思っておりますが、そういうことは無理なんでしょうか。

○議 長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 的確な回答になるかどうかわかりませんが、玖珠町が童話の里をまちづくりのテーマとしましてから、ほぼ半世紀が経とうとしております。昭和60年、30年近く前になり

ますけれども、町民憲章を制定し、久留島の心を継承して豊かな子供の夢を育むまちづくりをしようと、それを童話の里として宣言をいたしました。以降、私ども教育委員会は、学校教育、社会教育挙げてこのテーマに取り組んでおります。

しかし、先ほど、子供にわかりにくいというなお話ございましたけれども、童話の里というテーマは大変抽象的でございます。童話の里とは何ですかと問われて、答えにちゅうちょする町民の皆さんは多いと思います。我々もそうでございます。

久留島先生が口演童話で世界を駆けめぐっておられたころ、世界的な数学者がおられました。岡潔という先生でございます。先生は、人間の中心は情緒である、人間で最も大切なものは情緒であるというふうに言われました。

私たちは、幼いころからお母さんの昔話、それから学校の先生方の読んでくださった童話や民話あるいは物語で感性を育まれて大きくなりました。読み聞かせに一喜一憂をして感激をしました。物語の主人公になりきり、喜びや悲しみ、怒りあるいは物事の善悪、正義感、倫理観というものを学んだというふうに思っております。岡先生の話は、これこそ人間に最も大切である、それが情緒であるというふうに言われたわけですが、更に、この情緒を育むには、10才前後、小学生の頃までがいいんだと。沢山の童話や物語に触れさせること、読書を沢山させることが大事というふうに言われました。

我々も岡先生の言葉に学び、子供にとっての童話の里とは情緒を育むことと考えております。恐らく学校の先生方も、同じ思いで子供と接しておられるというふうに信じておるわけでございます。

そこで、学校での具体的な取り組みでございますけれども、学校の授業は、基本的に文部科学省の学習指導要領に基づきまして、検定教科書を使用して、そして先生のカリキュラムに沿って行われますが、その先生独自のカリキュラムの中にいろいろな手法が出てまいります。久留島精神を、童話を取り入れることが可能であります。国語、社会、道徳、総合、特別活動など、先生の生きざま、あるいは童話の心を、様々な教材とともに各学校では取り入れて実践をしております。一部、先ほど課長が紹介をしたとおりでございます。

先ほどお話がありました新年度、3年間、久留島学講座あるいは韓国文化講座をお願いをしました。キムソンヨン先生をお招きして久留島武彦研究所を立ち上げることにありますが、この活動は、単に学術的な研究にとどまらず、久留島武彦全集あるいは資料、テキスト、子供に身近な久留島関連の漫画、アニメなどの制作も計画をしておるところでございます。学校現場での、童話の子供たちにふさわしい教材ができるものと思っております。

大谷議員さんのご期待に沿える久留島翁の心を継承できる学校に一步でも前進すればというふうに思い、24年度以降、取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 研究所の役割を聞き、どこから先生が来られても教えることができる簡単なアニメ、漫画、わかりやすい説明の教科書、マニュアルができるんだなと思い、転勤してこられた忙

しい先生方も手軽に取り組めるのではないかと考えております。

歴史を知り、先人を語る伝統文化の継承、久留島武彦先生を知る、生まれ育った郷土を語る、また郷土に誇りを思える心は、子供の時から学ぶ積み重ねではないかと考えております。どうぞ子供たちのためによりしくお願いいたします。

では、3番目の質問に移らせてもらいます。

文科省より、新学習指導要領で体育武道が4月より実施されますが、玖珠町は剣道を選んだと聞き安心しました。しかし、一番剣道着は高いので、保護者の負担はどうだろうか心配しておりました。町としては、どのような方法を取っていますか。

ちなみに、学校訪問したときに、もう既に昨年の秋から実施をされていると聞きました。よろしくお願ひします。

○議 長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 議員お尋ねの武道でございますが、私どもは今回、九重町とも同一歩調をとるといふことで剣道を取り入れるということにしておりますけれども、剣道は、この用具関係、防具ですとか竹刀ですとか、これらを昨年8月に生徒用として防具80セットを購入しまして、現在、森中学校と玖珠中学校にそれぞれ40セットずつ配備しまして、その他の中学校は、必要な時にそれぞれの中学校から道具を持ち運んで授業するという、効率的な運用も図りながらでございますけれども、そういう授業を行っております、議員が心配されているように個人での各道具の負担というものがございます。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 保護者の心配はないということに安心しました。

しかし、今後、使用していく上で、管理、衛生面、特に面は顔に付けるので、どのような方法で衛生面を守れるか。それと、今、森中と玖珠中に置いてあるということをお聞きしましたが、管理を任せられる先生方の負担は、どのようなことで軽減をしいてあげられるのだろうかとお問ひいたします。

○議 長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 衛生面、管理ということにございますけれども、まず、剣道は大体年間に10時間程度の授業になります。最初から防具を使うということにはございませんで、まず剣道の竹刀を持つ振り方ですとかそういったところから始まっていきますから、最初から防具は付けませんけれども、汗の出にくい今のような時期に大体授業に取り組むということにしておりますから、その中で自前のタオルあるいは軍手等を用意してもらって、タオルは頭等に被って面を被る、軍手をして小手をしてもらうというふうになっておりますので、その辺についても配慮しておるところでございます。

また、管理ということにございますけれども、収納につきましては、防具の袋等の用意をしまして、その中に収納し、また防具そのものも防カビ、抗菌作用のものを購入しておりますので、かなりそこらあたりは軽減できると思っておりますし、先ほど言いましたように防具袋等に入れまして、また扉付きの棚に収納するなどの方法によって埃対策等も行っておりますということにございますので、若干、

子供たちが出したら、当然子供たちに収納していただくという、授業が終わったらですね、そういうこともございますけれども、部分的にはある程度先生たちに負担がかかるのは、これいたし方がない、収納等の部分についてはいたし方ないと考えておるところでございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 説明ありがとうございました。

日本武道から礼儀作法、武道の精神を学ぶ中、子供たちにどのような変化が出てくるか、とても楽しみです。子供たちの成長した姿を見れば、親、保護者たちもまたともに成長していくのではないかと考えております。

それと余分ですが、もう購入されたことなのですが、リースなどの利用をされているところも聞きました。管理、保管をきちんとされて、リースの利用方法もあったのかなと、今、思っているところです。3番目の質問はこれで終わらせていただきます。

では、4番目の質問に入らせてもらいます。

昨年9月より保険適用となったアレルギーショック症状を抑える「エピペン」について、使用方法等は養護教員や教職員が認識をされていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） このエピペンについて、養護教員や教職員が認識されているかということでございますが、養護教員は全員認識をしているということでございますが、他の教職員につきましては、全員が認識しているかといえ、そうは言えないというのが現実でございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 今、平成16年、文科省の調査で、公立小・中・高で食物アレルギーが32万9,000人とされており、アレルギーショックを起こすであろうという子供たちが1万8,000人もいと書かれておりました。

玖珠町では、今のところないと聞いておりますが、いつ起こるかわからない、いなくても研修の必要があるのではないのでしょうかと考えております。というのは、先ほど、養護教諭の先生方は知っているということなんです、大体第一発見者となるのは学級担任が40%ということで、やはり先生方の認識も必要だと思っております。

では、次の5番目の質問に入らせていただきます。

鹿倉方面の中学生のバス定期の助成はできないのかという声がありまして、質問に持っていかせてもらいました。

小学校は、バスの定期が全額出るといことなんです、中学校に関しては、玖珠町条例では6キロ以上に対して年間7,000円の補助金を出すというふうに、保護者もそのように捉えてこの質問を依頼されたと思うんですが、条例集を読んだところ、その条例は昭和55年にできた条例なんです、町長が認めれば、それに限らずバス代も全額出しますという文言が書いてありましたけれども、やっぱりこのところがよく理解できないので、その説明をお願いいたします。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） お答えいたします。

小学校と中学校という部分で、まず条例の中のことを少し説明させていただきますと、小学生、条例の第3条第1項第2号に「通学路が3キロメートル以上で、教育委員会が認めた交通機関を利用して通学する小学校児童」、また同条第2項第2号で、その小学校児童に対し学割定期券購入費全額を補助するという規定によりまして、鹿倉方面の小学生については支給しておるところでございます。

議員お尋ねの中学生でございますけれども、条例第3条第1項第4号に「通学路が6キロメートル以上通学する生徒」で同条第2項第4号に、その生徒に対し年間7,000円を補助するとの規定に基づき支給をしております。

さて、先ほどおっしゃられました第3項のところでございます。この第3項は、「その他特別の事由により、町長が交通機関の利用を認めた場合は、前2項の規定にかかわらず次の補助金を支給する」、支給するものが学割定期券購入費全額ということでございます。ですから、特別な事由があるかどうか。

大体、通学は徒歩あるいは自転車通学、あるいは先ほど言いましたように当然バス等を利用する方もいらっしゃるのかもしれませんが、本来中学生となれば、体力等もつきますから自転車通学も可能であるという部分で自転車通学も認めておるんですけれども、そういう費用を含めて年間7,000円としているというところでございますけれども、特別な事由、自転車通学とはいいいましても、例えば身体的に故障があって、何らかそういう自転車の通学ができないですとか、そういういろんな事由があるかと思うんです。そういった部分につきましては、個別にやっぱり判断をしなくちゃならない部分があるということでのこの条項でございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 今、特別な理由というのを、説明を受けて少しわかりましたが、この条例が昭和55年にできております。今、通学路の様々な危険性等を考えますと、身体的な理由のみならず、やはり女の子の自転車通学、長距離、暗い中を帰るとか、そういう危険性も踏まえて、そういうことも理由に挙げられるのではないかと、また挙げてほしいというふうに思っております。

平成15年に一度何か改正があっていますが、その改正は、どの改正があったんでしょうか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 議員お尋ねの項につきましては、同じ第3条の第3項の次、第4項が平成15年に追加されておるところでございます。やはりここは、遠距離通学の中でも、今言われたような特別な事由以外にも町長が認めたときはということでございますから、いろんなことがまた当時考えられておったと思いますので、ここについては、やはり同じ個別判断になるかと考えております。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） ありがとうございます。きっと利用者は、このような条例の情報を知らなかったのではないかと思います。年間の7,000円の助成だけは知っていたんじゃないかと思います。

私、最後に、玖珠町の町民が様々な情報を得るのに、町報と回覧とごくわずかな防災無線の情報しか得られないのがとても不便だと思っております。他町村とか市を比較するのではないんですが、ケーブルテレビ等で、目で見、耳で聞き、そしていろいろな情報を得ている現状です。玖珠町は、本当にとってもいいいろんな施策があっても、町民が知らないということが多いのではないかと思います。今後、何らかの広報をよろしく願いいたします。

これをもちまして、私の5つの質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議 長（高田修治君） これで、2番大谷徹子議員の質問を終わります。

次の質問者は、7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） おはようございます。今回、定例会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

通告しておりますので、通告に従い一問一答で質問させてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

先日の3月3日の町民の日では、町長さんの心意気といいますか、玖珠町の伝統文化を一堂に集めての、町民の日にとって初めてああいう企画をされたんじゃないかと思いますけれども、本当にいい企画ができたんじゃないかなと。皆さんも、本当に多くの方が集まっていたでき、良かったなという意見も聞いております。ぜひ、こういう新しい取り組み、いいことにつきましては積極的に取り組んでいてもらいたい。

といいますのも、町長さんが常に言われます伝統文化というのは、やはりまちをつくる中で大事じゃないかなと。私も、時々教育の面とかまちづくりの面で進んでいる豊後高田のほうのホームページあたりを見るんですけども、やはりその中の教育の中でも伝統文化を大事にするということが書いてあります。そういう面から見ても非常に良かったんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ続けてほしいなというふうに思っております。

まず最初に、今回、平成24年度の教育向上への取り組みを伺うということでしております。

教育長を初め学校教育の皆さん方のお骨折りで、昨年は、玖珠町において、学力の面でございますけれども、非常にいい結果が出たんじゃないかなと、本当にうれしいニュースだったと思っております。そういう面を今後も続けていてもらいたいと思うんですけども、学力、それとともに心身、スポーツ面とか精神面とかいろんな面でやはり向上を望んでいるので、そういうふうな取り組みにつきまして、24年度の方針を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

平成18年に60年ぶりに教育基本法が改定されました。中では、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の生きる力、これを学力と言っておりますけれども、この学力を育むことが求められ

ております。基礎・基本的な知の部分、知識の知、それから道徳やモラル、倫理観、規範意識、その徳、そしてこれを支える健康な体力、知・徳・体と言っておりますが、これらを総合した力を子供に保障することが教育委員会、そして学校現場の使命であろうというふうに思っております。

玖珠町の学力は、長年にわたり知の部分、知的学力といえますか評価学力といえますか、低迷をし、大きな課題でございました。これを克服するために、平成21年、学力向上推進計画、これ3カ年計画でございますけれども、策定いたしました2年が経過、新年度は3年目を迎えるわけでございます。

学力調査が年間ございますけれども、単にこの調査は評価学力のみでなくて、生活習慣についても調査をしております。よく「早寝早起き朝ごはん」と言われますけれども、これが守られているかどうか、先生や保護者との約束、校則は守られているかどうかなどなどがございます。これらの普段の生活実態を数値化いたします。そして、学力——これは点数学力と言ってもいいかもしれませんが——との関連を見ますと、相関関係にある。不可分表裏一体と。ですから、良好な生活習慣を身につけた子供ほど評価学力も高いことが実証されております。

子どもは、学力は生活習慣からの認識で、あいさつ運動など、学校はもちろんでございますけれども、家庭や地域にお願いすることを事細かく規定しました。学力向上推進計画に盛り込みました。そして今、それに基づいて実践があるわけでございます。

簡単に、学校、家庭、地域、それから行政の取り組みを申し上げますと、まず何といたっても学校現場では教科指導における基礎、基本の定着が大事でございますし、その第一の目的を達成するためには細かな生徒指導、いわゆるティームティーチングですとか習熟度別授業、個々の能力に応じた指導の徹底でございます。それから、生徒指導における全教職員の統一的な対応。

また、家庭におきましては、健全な生活習慣を徹底するために、子どもは礼儀作法読本あるいは家庭教育の手引きなどを作成して全家庭に配布いたしました。PTAの研修会等も繰り返しております。

それらは地域にもお願いをしております。先ほどお褒めいただきましたけれども、学力向上に貢献をした一つの取り組みが寺子屋授業でございました。地域の皆さんが先生になっていただくと。そして、あいさつ運動あるいは見守り隊への強力な支援もあったわけでございます。

我々行政、教育委員会は、どんなことに力を注いだのか。まず、先生方の意識改革でございますけれども、教職員研修を校内、町内、郡内、県外、先進地の秋田県にも5名ほど送り込みましたし、あるいはまた研修組織の改善もいたしました。学校教育部会から研究協議会、事務局も我々行政の内部に置いて積極的に取り組むことといたしました。

それから、これは大分県教育の配慮が大きいわけですけれども、10名近いプラスアルファの先生を配置いただいておりますし、学力向上推進会議の定期的な開催あるいは町単独のテスト、県の学力テスト、国の学力テスト、それから基礎・基本定着のテスト、これを繰り返し繰り返し行って、九九ができない子供を高校に送ることがない、そんな取り組みをしておるところでございます。

結果、先ほどお聞きしました昨年4月の基礎・基本の定着調査では、一定の成果を収めることができました。これも、先ほど申しました学校、地域あるいは県教委の強力な支援の賜物だというふうに

感謝しておるところでございます。

なお、本年度は、今までの取り組みに加えまして、コミュニティ・スクール、玖珠中学校、八幡小学校、八幡中学校地域の保護者、地域の皆さんの学校に対する経営参加によりまして、より一層の学力の定着を目指すこととしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 本本当にいい結果出ているので安心してはいるんですけども、こういうことをするにしても、経費面、いろいろかかるとは思うんですけども、支援する体制についての予算等は十分に盛られているかどうかお聞きします。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） これは、財政担当課長にお聞きしたほうがいいかもしれませんが、私どもが学力向上に関する予算、ほぼ満額いただいておりますし、特に町長は人材育成を一つの公約にしておられますし、教育委員会としては大変ありがたい予算措置をいただいておりますというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） はい、安心しました。ありがとうございます。

その中で、ちょっと質問させてもらったんですけども、予算委員会のときに、玖珠町が500万円出しています玖珠の育英会に対する奨学金制度がありますよね。それについて、新聞報道で、今までは高校生と大学生にされているんですけども、高校の授業料の無償化ということで高校生の分を外すと出ていたんですけども、その辺につきまして、やはり我々としたら残してほしい。やっぱり高校生にも、授業料は無償となっても生活費は当然かかることだし、応援してあげたいなという気持ちがあるんですけども、その辺は、奨学金制度はどうなっていますか。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 予算特別委員会でご意見をいただきました。

これは、この奨学資金の古くは、足立正平翁の資金を原資として、その後、増資を重ね、今回はまた両町500万円ずつと、そして5年間で1億円の原資を増額する方針であるわけです。

その高校生の貸し付け廃止の方向につきましてですけども、確かに、先ほどご指摘のように高校無償化と関連がありました。その方向でお話が出たわけですけども、更にその後、特別委員会で委員長さんにご指摘いただきましたし、私どものところにも数件の、ぜひとも全員高校進学のためなので、層はいろんな層があると、家庭的に苦しい層もあるので、ぜひとも継続へという声がありましたし、事務局を担当しております九重町のほうにも、新聞を拝見した後にそういう意見があったそうです。

ですから、つい先日の13日に理事会がございました。そこで、私どもの特別委員会で出たお話、それから電話の内容等もお伝えいたしました。5月に新年度第1回目の理事会がござります。そこで検

討したいというふうな確認ができました。経過報告とさせていただきます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、玖珠町において、昨年から町長の肝いりで、海外のホームステイに関しては、全額町のほうで出していただくというような人材育成の予算を組んでもらっておりますし、いい子供たちをつくるためにも、ぜひ応援してほしいなというふうに思っております。

次に、さっき大谷議員が剣道のことで質問されましたけれども、剣道は、やはり礼に始まり礼に終わるということで、基本的な精神的なものから身体的なことまでも取り入れるとなると思うんですけども、実際、この教科を取り入れていくときに、十分なそういう指導ができる先生がいらっしゃるかどうか。特に、精神面の部分が大きいと思うんですよ。

先ほど聞いた10時間の授業ということだったので、技術的にはそんなに上達できないところもあるかもしれませんが、昔、剣道部とかいうのも結構、森中あたりもあったんですけども、最近、それが指導者がいなくなってできなくなっておると。せっかく防具も40部ずつ、森と玖珠に配置されているということでございます。そういう面をカバーできる先生が用意できるのかどうかお聞きします。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 指導ということでございますけれども、まず武道のことで、新学習指導要領におきます武道の運動種目は、柔道、剣道、相撲のうちの1種目を選択して履修できるようにすることということにしておりまして、その中で武道につきましては、技を高め、勝敗を競う楽しさ、喜びを味わい得意技を身につけることができるようにする、武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする、自己の責任を果たそうとすることなどや健康、安全を確保することができるようにする、伝統的な考え方、技の名称や身取りけいこの仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにするとして、そういう取り扱いが規定されておるところであります。

先ほど、先生がいるかということでございますけれども、他の武道に比べまして、体育教員のみならず、教員には剣道の経験者がおります。調べたところ、郡内には7名いるようでございますけれども、そういう状況であるということでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7名いるということでございます。

今回、村口課長いらっしゃいますけれども、退職されます課長さんあたり、剣道じゃ玖珠郡でもすばらしい先生だと思います。そういう方の時々には指導もいただくような工夫をされて、本当にいろんな方に協力していただいて、学校のそういう武道の面でも盛り上げていってほしいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、2番目の玖珠町の町づくりについてということでございます。

①の平成24年度の地域活性化対策と行財政改革についてということでございますけれども、昨日、中川議員の質問で、地域活性化につきましては、町長さん、約30分近い答弁いただきまして、大体もう内容もわかりましたので、その辺は、用意されたかもしれませんが、ちょっと割愛させていただきます。

次に、行財政改革について聞きたいと思います。

町長さん、いつも、これからの人口の推移の中で、今1万7,400人ぐらいの人口が1万4,000人ぐらいになるだろうということをお話されていますけれども、我々もそうなるのはほしくないんですけど、現実の状態を見るとそういうふうになっていくのかなというような気がしています。何とか食いとめていかなければならないと思うんですけども、その辺で、町の職員さんなんかを、今、約180名ぐらいいらっしゃるんですけども、そういう人口になった時にはどんなふうに見えるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 河野議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨日、ちょっとお答えさせていただいた分で重複するかもしれませんが、ちょっと用意しましたものですから。

基本的に、まちづくりは一朝一夕にはなかなかできるものじゃないと思っています。先ほど、教育長の答弁の中にもありましたけれども、やはり童話の里を作るにも50年かかっているということにおいて、やはりまちづくりというのは相当時間がかかる。でも、確実にやっていかなければいけない。その中において、今度、童話の里づくりの中に、キム先生に久留島精神の継承と資料をいろいろ集めていただきまして、今後、またまちづくりに役立てていきたいと、そういうふうに思っております。

そして、基本的には10年、20年、30年を見据えたまちづくりをやらなければ、その根本は、もう先ほどから出ていますけれども、人材育成。まちづくりというのは人づくりじゃないかと思っています。

それにつきましては、いろいろ考えていかなければいけない。そして、有名な言葉でもありますがけれども、百俵の米も食べてしまえばすぐなくなりますけれども、教育に充てればあしたの1万俵でも百万俵でもなるという米百俵の物語ありますけれども、いかに人材育成、これがもう基本じゃないかと思うんです。

そして、具体的なことにつきましては、平成24年度の活性化を含めて、この人口減少の中に役場の職員をどういうふうにするか、やはり国からの、地方分権で非常に業務が多くなっています。そして、もう本当に、一方、住民の皆さんのニーズが非常に多様化で多くなっています。その中において、やはり人員構成どうするかというのは、類似団体を見ながら、そして玖珠町の地域、広さを含めて、どういう人員構成をすればというのは非常に課題であると。その具体的なことにつきましては、まちづくり推進課の担当課のほうからお答えさせていただきますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） では、私のほうから、新年度予算におきますところの地域活性

化策、そのことについて簡単に説明させていただきます。

○7 番（河野博文君） すみません、地域活性化につきましては、きのう大体お聞きしたのでいいです。今、町長さんが言われた行財政改革の中で何かありましたら。

○議 長（高田修治君） 行政改革のことについて、いいですか。

帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 行財政改革についてお答えをしたいと思います。

これまで、行財政改革につきましては、集中改革プランということで、平成17年から21年、5カ年の計画に基づいて実施をしてきたところであります。経費節減、夢実現というテーマで、非常に行政経費の節減が主な内容でこれまでやって、それなりの実績を得たところであります。おかげさまで、その結果、経常収支比率が平成22年度決算統計におきまして82.1%ということで、県下の中での比較においては、いい数値にはなったところであります。

これからの行財政改革に対する取り組みであります。現在、改革の指針ということを昨年2月の段階で議会にもお示したところでありますが、具体的な実施計画について、この3月末までにまとめたいというふうに思っております。具体的には、今後は経費節減ということについては、見直すべきは見直して、事務事業、組織機構、この点に焦点を当ててこれからの行財政改革は進めていきたいと。先ほどご質問もありました、町長の答弁にもありました職員数の問題でありますとか組織機構、新たなまちづくりの視点に立っての組織がどうあるべきか、その辺に特に力を入れていきたい、他の団体との比較において、適正な職員数の模索も今後必要になろうかと思っております。

財政的には、経常経費の節減から、効果として財源が、まちづくり財源をいかに創造していくか、政策的経費、充当一般財源、その捻出といいますか創造に努めていくということがこれからの行財政の最大の目的になろうかと思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 自分も、職員さんの数とかいうのを、すぐ隣の町と比較すると悪いんですけども、比較させてもらったら、玖珠町のほうが1,000人当たりの職員さんの数については少ないんだなというようなところがございました。

町長さん言われましたように、これから国からいろんな面で地方へ移譲されることが多いと思うんですけども、そういう中で、当然忙しくなってくる課と、どっちかという国施策によりまして、ゆっくりある課というふうなことで言ったら悪いんですけども、そういう面が出てくると思うんですよ。そういうところで、やっぱり人員の適正な配置を考えていただきたい。一部の職員さんが真剣に骨折る、一部の職員さんはちょっとゆっくりありそうだなというようなことも見受けられなくもないので、その辺は適正に人員を配置していただきたい。そして、残業する部署が、余りにも残業時間が多くならないようなことも考えてほしいなというふうに思っております。

それから、これに関係して、ちょっと風の便りというか聞いたんですけども、副町長さんが

ひょっとしたら今議会でもう最後ということになるかもしれませんという話を聞いたんですけど、副町長さん、県のほうにおいても、いろんな面で詳しくこういうことを勉強されていると思うんですけど、玖珠町の行財政改革の中で、今後、これはどうしてもやっておくべきだというようなことがございましたら、お話を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（高田修治君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 行財政改革については、帆足課長のほうから先ほど話がありましたけれども、私が行財政改革を昨年から取り組んできた中で、3つの連携と、これまで17年からやってきた行革というのは、玖珠町の、どっちかという単体の行財政改革というふうなことであったんですけど、今回の行革指針、行革のガイドラインというのは、3つの連携、3連携というのをイメージしながら検討させていただきました。一つの町で行革というよりも、互いに連携とりながら行財政改革をしたほうがいだろうというふうな視点であります。

一つは、地域連携。これは、コミュニティとの連携を強化してやっていったらどうだろうかというふうな視点。

もう一つは、民間連携というふうなことで、今回、社協のほうにも一部介護の事務をお願いするというふうな形で、そのほかの民間活力も導入したほうがいだろうというふうなこと。

もう一つは広域連携。今、広域行政、消防が下まで入っておりますけれども、九重との広域連携、そういったものを更に充実させてはどうだろうかと。広域連携の一つとして、今、介護の審査事務というふうなことでやっておりますけれども、その前段階の調査事務というふうなところ、それは一つの例ですけども、2つの町があるけれども、互いに合併というふうなことを意識するんじゃなくて、できるものは共同でなるべくやっていくというふうな、互いに協力し合ってやっていくと、そういった3つの連携で、今後、行財政改革を進めてはどうかというふうに考えています。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ありがとうございます。

それから、行財政改革というか、町長さんが時々費用対効果とか言われます中で、今回、田中住宅ですか、アパートですか、話が出ておりますけれども、経費が2億6,000万円ぐらいかかるんですよ。そして、ちょっと計算してみたところ、1軒が二十五、六坪なんですよ。とした時に、1軒当たり建てた時に40万円ぐらいの換算を一つすると、1,000万円ぐらいで新しい家ができるとした時に、16戸の住宅が新しくできるんですけども、2億6,000万円の半分は国からの予算ということなんですけれども、考えかたによれば、新しいところに本当に自分たちが考えているような、まちづくりの中で考えられるような住宅政策ができるんじゃないかなと。

土地代2億6,000万円のうち、例えば今1億6,000万円、家にかかったとします。残りの1億円の土地を買っても、そんな1億円とかかからんような気はするんですけども、そういう面で、やはりお金の使い方というか、考えていくところが幾つもあると思うんですけども、その辺はどんなふうに

考えられますか。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 田中団地、県営住宅の改修の件ですけれども、確かに改修すれば、建て替えと経費的にそう変わらないんじゃないかということでないかと思います。ただ、ああいったコンクリート、要するに壁式構造というのは、耐震構造もあって70年ぐらいの寿命があるわけでございます。普通にああいった構造で建て替えても、内装等の構造改善というのは、やはり途中でやり直すということが伴います。

そういったことから考えれば、いずれ改修が、新しく建てても来るということでありますので、今回についても、新たに建てるよりも改修をして、既存のストックを利用しようじゃないかという結論になったわけでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 考え方の違いもあると思うんですけれども、今、ああいうアパート形式がいいのか、1戸ずつのゆとりのあるような作りの住宅がいいのか、いろいろ考え方はあると思うんですけれども、その辺、お金の使い道というか、貴重なお金ですので考えていってほしいなというふうに思っております。どちらがいいとか悪いとかいう話じゃないんですけれども、本当に後々にどういう面がいいのか、どういうところがいいのかというようなことを考えていってほしいなというふうに思っております。

次に、3番目に入りたいと思います。時間が過ぎていきますので。

町道車谷小河内線についてということでございます。

これは、落石災害があって、その後、近いうちにそのために全面通行止めにしてしまうというような話があるということで、地域の人たちは非常に危惧しております。やはり生活にも、いろんな面でも重要な路線だし、通行止めされたら困る、何らかの対処をしてほしいという話を聞いておりますので、その辺の考え方についてお聞きします。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 河野議員のご質問にお答えします。

今言われたように、町道車谷小河内線の落石に伴う通行止めの件でございますけれども、車谷小河内線、延長が4,200メートル、平均幅員が5.3メートルありまして、一部に急激な谷と申しますか、がけ地がありまして、その中腹に道が通っております。道路から60メートル以上のがけ地、上にありまして、そこには巨石が点在しております。昨年春ごろから、二度にわたって落石が発生し、道路の路面が陥没しております。ガードレールに損傷があることから、相当大きな石が落ちたというふうに判断しておるところでございます。

町道の管理者としては、今後も落石が発生する可能性が大きいと判断いたしております。人や車両等が通行中に落石し、人命にも及ぶ危険性がありますので、通行人の安全の第一を考えて、落石の危険のある付近750メートルを、4月に入り、早期に全面通行止めをしたいと考えております。その

迂回路として、本村堤線の利用をお願いしたいというふうに考えております。

規制については、先般、小野原地区の方や日出生本村の方に問題提起をし、理解を求めているところでございます。

通行止め後の対策としては、落石防止の対策の検討を含めたいろんな角度から検討をし、結論を早期に出していきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 町道認定を受けて町道にしてもらおうということは、やはりそういうようなことがあるから自分たちでなかなか管理できないところがあるという面で、皆さん、地域の方がいろんなところで町道にしてほしいということで、また町道になれば国からの予算もおりてきますし、安心して使える道路になるんじゃないかなというような期待を持って町道に認定してもらっていると思うんですよ。

昨日の町道の、他のところの話があったときに、要望が出ればとかいうようなお話があったんですけども、やはりこれは、町道とかに認定した以上は、今度、要望を待つんじゃなくて、やはり悪いところがあったら、それに対してちゃんと補修していく、整備していく、そういう責任があるんじゃないかなと。

地域の人たちの意見がということで、昨日、たしか話聞いたんですけども、町道に認定してもらった時に、皆さん方は、みんな印鑑をつけて、いろんな面で協力しますというような要望書を出したと思うんです。請願かもしれません。そういう協力しますということで出しているの、改めてまた皆さんからそういう要望をもらわなくても、悪いところがあったら積極的に町のほうからやりかえていくことをしても、町道が良くなるためには、最初に認定してもらったときに要望を出しているんですから、反対する人はいないと思います。

今言われた本村堤線のほうも、バイパスが完成しているということなんですけれども、やはり生活に不便を感じるから私たちにもそういうのが耳に入ってくるんです。だから、何とか、その危険性を取り除くためには時間かかるかもしれませんが、今後ずっとほったらかしにするようなことなく、早目に対処するようなことを考えてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） お答えします。

初めに、昨日の要望書、町道のいろんな改修等の要望書の件でございますけれども、町道認定と申しましても、4カ町村合併前からのそれぞれの村道、町道があって入ってきたものもあります。町道認定という意味で、新しい道路はそういう部分があるかと思えます。

昨日の私の説明が仕方がまずかったのかもしれませんが、道路を新たに拡幅してくれとか、そういう要望というのは多くあるわけですよ。そういう場合には、地権者等の理解が伴うわけでございます。そういう場合、直ちにできれば、それは直ぐやります、予算的にもあってですね。だ

から、災害とか補修とか、そういった部分についてはすぐできるわけなんですけれども、特に改良とかが伴えば、地権者の協力が得られないとできないわけでございます。そういった場合、特にそういった地域の地権者の理解を得るためには、やはりそういった要望書があったほうが、我々としても予算づけの段階においても非常にやりやすいと、そういった意味でございます。

それからあと、車谷小河内線の迂回路の件でございますけれども、迂回道は本村堤線でございますが、二、三年前に、バイパスができて、この工事に町としては4億円以上の多額の金額を投入しているわけでございます。こういった意味で、多くの町民にこの道路を使ってほしいということもあります。あれを使えば、何とか本村まで十分行けますので、仮に通行止めをしても、そう多く不便は感じないでいいんじゃないかと思えます。

確かに、地元の方から聞いております。本村堤線よりも車谷のほうが勾配もきつなくて、特に冬期には通行するのに非常にいい、あれが通行止めになると非常に生活に支障を来すということは聞いてわかっております。わかっておりますが、やはり道路管理者として、住民の生命、そういったものを守ることが重要だと思います。だから、永久的に通行止めということは言うておりません。対策をこれから十分に検討したいということでもあります。ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 災害の所でございますが、できるだけ早くということをご期待しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、平成23年度の人権同和啓発推進事業において良かったと思われる施策、また、これから特に取り組むべき施策について伺いしたいと思います。

特に、人権につきましては、これは憲法の11条でも保障されていますように、本当に基本的な人権というのは大事でございます。そういう面におきまして、幾つかの事業をしていると思うんですけれども、特に玖珠町において良かった事業等ございましたら教えていただきたい。

○議 長（高田修治君） 飯田人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（飯田豊実君） お答えいたします。

21世紀は人権の世紀と言われる今、本町では、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の解決に向け、お互いの違いを認め合い、お互いに尊重し助け合うという共生社会の実現を目指し、全町民を対象に人権同和問題の講演会などを開催し、人権意識の高揚を図っており、また森、玖珠、北山田、八幡地区それぞれの人権同和教育啓発推進協議会においても、人権講演会、先進地研修などを実施し、地域の人権啓発活動に取り組んでいるところです。

さて、ご質問の平成23年度の人権同和啓発推進事業において良かったと思われる施策であります、主なものといたしまして、8月の人権を守る町民の集い、12月の人権を考える町民の集いがあります。

人権を守る町民の集いの内容といたしましては、人権8課題を中心に、また人権を考える町民の集いについては、同和問題に絞って講演会を実施したところでございます。

人権を守る町民の集いに当たっては、住民相互の交流促進を図るため、地域住民が主体となって地域活動に参加し、住民の自立という視点に立ち、可能な限り計画段階から実施まで、各種団体などが参加し、互いに連帯し、一人一人の人権意識の高揚につながり、効果があったと思っています。

12月の人権を考える町民の集いについてですが、今回初めての試みで、主催事業であります地域交流促進事業、6種の講座でございますが、このコーナーを設置し、人権同和啓発センターの取り組みについて紹介ができ、大変良かったと思っており、今後も続けていきたいと考えております。

また、町内企業の人権同和问题の啓発推進について、今年度は、県の人権啓発活動再委託事業補助金を活用して、企業の社会的責任と人権という玖珠町独自の企業向けの啓発パンフレットを作成し、先般開催しました玖珠町企業人権同和问题研修会に参加された企業、また商工青年部の研修会の席においても配布し、啓発推進を促したところであります。

次に、これから取り組む人権施策といたしましては、講演会や研修会を通じての人権啓発、児童・生徒による人権標語の公募、関係機関、団体との連携を密にしながら、差別のない明るいまちづくりにこれまで同様取り組んでまいります。特に、平成24年度は、人権同和问题について、町民意識の状況や啓発課題を把握し、人権教育、人権啓発など今後の人権施策を効果的に進める基礎資料として、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、人権問題に関する町民意識調査を実施し、調査結果をもとに今後の玖珠町人権施策の推進に生かし、人権課題の解決に向け、幅広い取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ありがとうございます。

やはり、心の中で本当に差別のないような意識を持てるような人づくりが大事じゃないかと思っておりますので、ぜひ後の方にもよく引き継いでいただいて、いい人権づくりをしていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

次に、5番目のまちなか循環バスの利用者が少ないが、今後の対策につきまして、特に何か対策ございましたら、簡潔にお願いします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 一昨年10月から運行しているわけでございますけれども、現在の乗車人員が1便当たり平均で3.7人という状況でございます。まだまだ目標には達していませんけれども、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

その具体的な方策としまして、1点目、新年度に新しいバスを導入いたしますので、バスの外観につきましても、童話の里らしいインパクトのあるものにして、なるべく目立つようなバスを考えております。それから、乗り降りにつきましても、乗降口の低いバスにいたしまして、お年寄りなど乗り降りのしやすいものを考えております。

さらに、路線につきましても、昨日の中川議員のご質問にもお答えしたんですけれども、旧久留島

氏庭園方向への観光ルートの中にも使っていただけるような利用方法を模索してまいりたいと、そういうふうに思っております。そういったところでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ありがとうございます。

3.7人ということで、非常に少ないんですね。

今回、バスを購入されるということでございます。その予算の概要の中かな、何か見たときに、バスが、座席数が、たしか1つは10人ぐらいで、立ち席が十何人というような規格のバスだったというふうに見たんですけれども、最初からもう座る人が少ないような、立っていく人が多いような、やはりこのバス購入したら、いろんな面でも使ってほしいと思うんですけれども、可能ならば、まあ運輸省の規定とか国交省の規定とかあるかもしれませんけれども、ただ、その座席数がたしか10席ぐらいしかなかったと思うんですよね。立ち席のほうが多かったのも、ちょっとこれは使い具合が後々よくないんじゃないかな。

経費が少しかかるかもしれませんけれども、その辺はどういう考えでしょうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 来年度購入予定のバスは2台でございます。そのうちの1台につきましては、ただいまの河野議員おっしゃったとおりなんでございますけれども、もう1台のほうは約23名ぐらいと定員がございまして、現在走っております循環バスと同じ大きさのもの、そういうことでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） もう1台のバスのほうも、定員が、座る座席が10席ぐらいで立ち席のほうも十何ぼ多いんですね。だから、座席を多くできないのかどうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 2台のうち1台は、現在のふれあいバスで使っているぐらいの大きさのバスになりますけれども、もう1台は現行の循環バスと同じぐらいの、いわゆる中型バス、そういったものになります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 大きさはわかるんですよね。大きさはわかるけれども、座席のほうが多かったんで、せっかく買うなら座席がちゃんとあるほうが、立ち席がかなり、立ち席のほうが多かったんじゃない。事業のあれ、まあ後で見てみてください。そして、まだ予算委員会が終わったわけじゃないので、ちょっと検討してみたいなというふうに思っております。

○議長（高田修治君） ちょっと待ってください。定員わかりますか。いいですか。

麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 後ほど、正確に数字をお伝えしたいと思います。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） それでは、6番目に入りたいと思います。

住民課窓口において、住民サービスで苦慮されたこと、今後、改善すべきことがあれば伺いたいと思います。

住民課というのは、一番町民と接する課でございます。特に、村口課長、ことし最後でございますので、ぜひ何かいいお話がございましたら聞かせてもらいたいと思います。

○議長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） お答えしたいと思います。

さっきから議員さんからお褒めの言葉をいただきまして、大変恐縮しております。

それでは、今のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、住民課であります。住民としての基本情報を記録する課であります。どの職場も同じことで、間違えられないということは基本であります。特に戸籍においては、その方の将来にわたっての権利関係を影響する業務を行っている課であると認識しております。そのような課であります。庁舎、現在ですが、庁舎の構造上、カウンター1列で、その戸籍に関する記載等を行っている職員も窓口の対応に追われまして、業務に集中ができるように、お客さんに、しばらくちょっとお待ちくださいというような形をとっているような必要性もあるということを考えております。

職員が、今、住民課として昼休みも対応しておりまして、特に異動関係の場合には窓口対応、それから確認作業等2名以上の職員の待機が必要な場合もあり、職員の大変さを私としては痛感しているところであります。自分自身としましても、住民課は初めての職場であり、1年ではありましたが、職員の接客についての様子をちょっと見てまいりました。様々な要件で窓口に来られる町民の方もおりますが、特に重大な問題もなく1年経過したような状況であります。

以上のようなことから、今後の対応としてであります。平成24年度より総合窓口を設置することとなっております。総合案内、証明コーナー、臨時申請コーナー等を設置することにより、これまで町民の方が幾つもの窓口を移動していった手続の殆どを一つの窓口で終わらせることができる窓口のワンストップ化、それから役場を訪れた方の要件ができるだけ速やかに終了、完結できるよう、用務先へつなぐためのサービスの提供、それから各課への一時的な申請事務の受け付けを行うこと等によって、これまでの窓口対応がかなり改善されるものと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） ありがとうございます。

いろんなところの役所に行っても、すぐに感じるのは、窓口の方がいらっしゃって、優しく笑顔で迎えてくれるとですね、本当に行って入ってすぐ声かけられたりすると、ほっとするようなところがあるんですね。ぜひ、今度、総合窓口ということで、幾つもの受け付けが一緒になると思うんですけども、ぜひそういう職場づくりにご尽力いただきたいなというふうに思っております。

それから、もう時間がないんですけれども、すみません、議長さん、2番目の質問で一つ飛ばしま

したので、ちょっと。

保育園における障がい児に対する助成（保育士の増員等）についてということでございます。

これ、我々、文教民生委員会の中でも、保育園の皆さん方と話し合いをする中で、幼稚園、学校については障がい児に対しての対策が取られているけれども、保育園の場合は民間でございますし、障がいと認定するのも、どの辺で障がいと認定するか、かなり難しいところあると思うんですけども、やはり明らかにそういう子供さんだというようなことがわかる場合がございます。そうした時には、結構1人について1人の保育士の方がお世話されるというような状況も出ますので、もしそういうようなことがあったときには、町としても何らかの応援はできないかな、支援はできないかなというふうに思っておりますけれども、その辺の見解を聞かせてください。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。あと6分ですので、よろしく。

○福祉保健課長（日隈桂子君） わかりました。お答えします。

現状は、実際には助成しております。どのような形でかということ、特別児童扶養手当を申請している、もう障がいを認定されている子供たちで、その子供が保育園に通う場合は、その保育園に1人当たり一月6万5,000円の助成を町単費で行っているところです。

今回、障害者福祉計画とか、そういう大きなところでの連携ができるように、それから4歳6カ月のほうも計上させていただきましたけれども、フォロー体制を取りながら、巡回の指導、支援を努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 課長も時々、一緒に話し合いの場に来られるので、ぜひそういう、町も今、応援してくれているかもしれませんけれども、そういう方々のお話もお聞きになっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

いろいろ質問がばらばらになって申しわけないと思いますけれども、今回、梶原建設水道課長、それから村口住民課長さん、それから飯田人権同和啓発センター所長さん、3名の方におかれましては、40年近い、まあ40年超える方もいるかもしれません、長い役場でのお仕事、本当にご苦労さまでしたと思います。ぜひ、これからも第二の人生、またいろんな面で玖珠町に対して応援していただきたい、いろんな意見を出していただきたいというふうに思っております。

私も、皆さん先輩でございますけれども、言いたいことを言わせてもらいましたけれども、議会に出ている議員として仕事をしているつもりでございますので、お許し願いたいと思います。今後の皆様方のご活躍を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 先ほどのバスの件でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり席数がそのようになっておりますので、購入までに再度検討したいと思います。よろしくお

願います。

○議長（高田修治君） 7番河野博文議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 急遽の発言の申し入れにつきまして、お許しいただいたこと、ご配慮賜りましたことのお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ご報告申し上げたいことがございます。

太田副町長の退任の件についてでございます。

太田副町長につきましては、大分県職員（総務部市町村振興課財政班総括補佐）でありましたが、平成20年12月16日、平成20年の第5回の玖珠町議会定例会におきまして選任の同意をいただき、これまで、町3役の副町長として卓越した識見と豊富な経験によりその職責を担っていただきました。山積する本庁の行政課題の中にあつて、議会と行政、町長と役場組織をつなぐ役割において、懸案特命事項の処理、政策形成、意思決定の参画など最も重要な調整役・補佐役を担っていただきました。

特に、法制執務に関することは勿論、第5次総合計画の策定を初め、道の駅の開設、総合運動公園の建設、特産品の振興、企業の誘致、工業団地の促進、水道ビジョンの展開、地域コミュニティの充実、広域行政の調整、電子入札の導入、行財政改革の推進、職員に対する事務的・技術的指導など多岐にわたり、管理者、そして行政のプロフェッショナルとしての役割を適切に果たしていただいたところで、これからも本町の政策実現のためには、ますます太田副町長の力が必要であり期待しているところでありましたが、しかしながら、今年の12月までの4年の任期を半年以上残して退任となりますが、この4月から大分県庁に復帰する見込みとなります。

私ごとで恐縮でございますが、平成22年2月1日に町長に就任いたしまして、民間出身で行政の知識がほとんどありませんでしたけれども、曲がりなりにここまで町政運営ができたのも、太田副町長が陰になり日向になり助けていただき、そのおかげをもってここまで来れたのではないかと考えております。この場をお借りしまして、太田さんのご苦勞、ご功績に感謝を申し上げますと同時に、議員の皆様方に、本日この場を借りましてご報告をさせていただき、あいさつとさせていただきます。

本当に、太田さん、長い間ありがとうございます。そして、ぜひ、議会の議員皆さん、何とぞよろしく願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） 太田副町長のごあいさつにつきましては、議会最終日のほうでお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

お諮りします。

あす17日から25日までの9日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、あす17日から25日までの9日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会、26日は閉会日となります。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月16日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 菅原一

署名議員 松本義臣